

一般競争入札告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6並びに小金井市契約事務規則（昭和39年規則第16号）第7条及び第8条の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年1月17日

小金井市長 白 井 亨

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 「市報こがねい」への広告掲載業務
- (2) 履行場所 小金井市本町六丁目6番3号
- (3) 業務概要

ア 「市報こがねい」の概要

- (7) 規 格 タブロイド判・4色刷り・12ページ
- (4) 発行日 毎月1日及び15日
- (7) 発行部数 67,400部（令和6年12月15日号実績）
- (5) 配布先 市内全世帯、全事業所、公共施設等

イ 広告掲載の概要

- (7) 掲載号 令和7年4月1日号から令和8年3月15日号まで
- (4) 掲載位置 原則9面、10面又は11面の最下段
- (7) 掲載規格 縦4.5cm×横7.5cm×3枠×2ページ（2枠ないし3枠結合掲載も可）

ウ 広告データの提出

- (7) 提出日 毎号発行日のおおむね20日前（別途年間予定で号ごとに指定）
- (4) 提出方法 電子データ及び出力原稿に所定の申込書を添えて小金井市広報秘書課に提出すること。

- (7) 校 正 校正期間（別途年間予定で号ごとに指定するおおむね3日程度の間）内に版下の確認を行い、校正結果を提出すること。

エ 広告掲載の基準

- (7) 小金井市広告掲載取扱要綱（平成24年9月18日制定）第3条に定める広告の範囲、小金井市市報広告掲載取扱基準（平成28年基準第6号）第4条に定める広告掲載の基準その他関係法令を遵守することとし、これらを満たさない広告の掲載は認めない。

- (4) 広告の掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、小金井市広報秘書課と協議すること。

(4) 契約期間 契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 予定価格 事後公表

(6) 支払条件 令和7年3月31日までに一括で支払

2 一般競争入札に参加できる資格要件

- (1) 小金井市において、告示日又は開札日に指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (4) 小金井市暴力団排除条例（平成24年条例第47号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納しているものではないこと。
- (6) 広告代理業を営む者で、過去2年以内に国又は他の地方公共団体（公社及び公団を含む。）と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有するものであること。

3 申請期間 令和7年1月17日から令和7年1月31日午後5時まで

4 申請方法

(1) 次の書類を申請期間内の平日の午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）に、小金井市企画財政部広報秘書課広報係に直接持参するか、郵送により提出すること。なお、郵送による場合は申請期間内必着とする。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 過去2年以内に国又は他の地方公共団体（公社及び公団を含む。）と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有することを証する書類（契約書の写し、発注者からの履行証明書等）

(2) 提出先

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市企画財政部広報秘書課広報係（小金井市役所本庁舎2階）

電話 042-387-9803

5 審査結果通知

入札参加資格の有無については、令和7年2月4日（火）までにファクシミリにより「入札参加資格確認結果通知書」で通知する。

6 仕様書及び契約書（案）等

仕様書、契約書（案）その他申請等に必要な書類は、小金井市ホームページに掲載するのでダウンロードすること。

7 仕様書等の質疑等

仕様書等についての質問及び回答は文書により行う。質疑書は、小金井市ホームページからダウンロードすること。なお、回答は申請者全員に対しファクシミリにより行うので、必ずファクシミリ番号を記入すること。

(1) 質問提出期限 令和7年1月24日（金）午後3時まで

(2) 質問の回答 令和7年1月24日（金）午後5時までに随時行う。

8 入札書提出日時 令和7年2月6日（木）午後1時30分

9 入札手続等

- (1) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者、免税事業者を問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を入力すること。
- (2) 入札の回数は、2回とする。
- (3) 入札保証金は、免除とする。
- (4) 落札者は、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者とする。
なお、同価格の者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて決定する。くじを引かない者があるときは、当該入札事務に係りの職員にくじを引かせて決定する。
- (5) 小金井市契約事務規則第21条において無効と定める入札は、これを無効とする。
- (6) 入札参加者が1者に満たない場合は、入札を中止する。
- (7) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に抵触する行為を行ったおそれがあるとき等、公正な入札の確保が困難であると認められるとき、その他やむを得ない事由が認められるときは、入札を中止することがある。

10 入札参加資格の喪失

入札参加資格を得た者が入札日までに当該案件の参加資格要件を欠くことになったとき、又は参加申請書の内容に虚偽の記載事項があったときは、入札に参加できないこととする。

11 開札日時等

- (1) 開札日時 令和7年2月6日（木）午後1時30分
- (2) 場 所 小金井市役所西庁舎2階第5会議室

12 契約保証金

小金井市契約事務規則第47条の規定による。

13 その他

- (1) 入札参加者は、小金井市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「小金

井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日制定）」の内容を熟知の上、参加すること。

- (2) 落札者の決定後、当該業務の契約締結までの間において、当該落札者が入札告示に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は虚偽の事実が判明した場合は、当該契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加資格確認書類等に虚偽の記載をした場合においては、小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成8年4月1日制定）に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令その他関係法令を遵守すること。